

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		近大姫路大学(通学課程)			設置者名		学校法人 近畿大学弘徳学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成25年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
教育学部	こども未来学科	80人	幼一種免	平成20年度	71人	68人	68人	21人	
			小一種免	平成20年度			53人		
			養教一種免	平成20年度			12人		
入学定員合計		80人	合計		71人	68人	133人	21人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成26年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

大学名		近大姫路大学(通信教育課程)			設置者名		学校法人 近畿大学弘徳学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成25年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
教育学部	こども未来学科 教員養成コース	400人	幼一種免	平成20年度	139人	139人	114人	21人	
			小一種免	平成20年度			103人	19人	
			養教一種免	平成20年度			61人	3人	
			中一種免(社会)	平成24年度		—	—	—	
			中一種免(音楽)	平成24年度		—	—	—	
			中一種免(英語)	平成24年度		—	—	—	
			高一種免(地理歴史)	平成24年度		—	—	—	
			高一種免(音楽)	平成24年度		—	—	—	
			高一種免(英語)	平成24年度		—	—	—	
入学定員合計		400人	合計		139人	139人	278人	43人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成26年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成26年11月27日（木）

実地視察大学：近大姫路大学

実地視察委員：宮崎英憲委員、藤井基貴委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等については、おおむね問題無く実施されている。
- 教育課程について、「2.」で指摘するように、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等の観点から是正すべき点が確認されたため、その点については、速やかに是正すること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 「人に愛される教師、信頼される教師、尊敬される教師の育成」という教員養成に対する理念・構想を示しているが、それを具現化するための教職課程に対する全学的な組織、教育課程及び教員組織をより一層充実させるように努めていただきたい。
- 教職課程は、教員免許状という資格を授与するための課程であることに鑑み、授業内容の扱いについては個々の教員に完全に委ねるのではなく、教職に関する全学組織で定められた教育課程の編成方針の下、その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築が必要であるため、今後御検討いただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 教職課程に配置された授業科目について、学科の専門性を確認できず、教職関係科目が羅列されているように見受けられる。開設科目及び配置について、見直すこと。
- 「教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「各科目に含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない授業科目や、科目の趣旨に照らして適切でないと見受けられる授業科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、科目の趣旨に照らして適切な授業内容となるように、内容を再度検討すること。なお、シラバスの記載内容及び記載方針を定め、法令に定める「各科目に含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認出来るようにすること。

- 通信教育課程の高一種免（地理歴史）において、専任教員が1名不足しているため、是正すること。
- 栄養に係る教育に関する科目と教科又は教職に関する科目（小学校）の両方に定められている科目があるため、修正すること。

3. 教育実習の取組状況

- 教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたい。なお、やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたい。
- 通信課程の事前事後指導について、事前指導のみで15時間を行い、事後指導はレポート提出のみのように見える。教育実習のフォローアップを行えるよう、授業内容を再考すること。
- 教育実習の受講資格として定められていない科目が多数あるため、条件を再考すること。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 通学課程については一年次から担任制をとり、教務委員会と担任が連携して教職指導に当たっていることは評価できる。さらに、専門的な職業人としての教員養成という観点から、体系的かつ組織的な指導に努めていただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 通学課程について、教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、地元教育委員会・学校との連携・協働に努めていただきたい。
- 実務家教員や卒業生と教育現場とのつながりを利用し、連携を深め、貴学ならではの実効性のある仕組みを作っていただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 教職関連図書・雑誌については充実している。教職を志す学生が、教育に関する最新の情報を入手することができるように、引き続き図書環境の充実に努めていきたい。
- その他の施設・設備についても、充実している状況が確認された。通信制の学生の活用性を高めるよう努めていきたい。

7. その他特記事項

- 特になし。